

美郷町共同募金委員会 公募助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同募金の財源をもとに誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉でまちづくりを推進することを目的に活動するボランティア団体や福祉団体等を応援するため、美郷町共同募金委員会（以下「本会」とする。）が行う助成の基準や手続きについて定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象とする団体は、美郷町内に活動の拠点を置き、地域活動や福祉活動を目的に活動する営利を目的としない団体で、共同募金の趣旨について理解し、協力する団体とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指して、美郷町民が参加し、共に助け合い、地域や社会を良くしていくとする活動や事業とする。

- (1) 助成を受ける事業は、申請をした年度の3月31日までに実施完了する事業を対象とする。

(助成対象の欠格要件)

第4条 次の事業は助成の対象としない。

- (1) 構成員の互助共済とみなされるもの。
- (2) 営利のために行っているとみなされるもの。
- (3) 当該活動が営利活動者、政治、宗教等の運営のための手段として行われるもの。
- (4) 国または、地方公共団体が設置または経営し、その責任に属するものとみなされるもの。
- (5) 借入金の返済及び負債整理の補償となるもの。
- (6) 本助成事業以外の補助金等収入がすでに決定し、それにより当該活動が実施できるもの。
- (7) その他適当と認められないもの。

(助成の種類と金額)

第5条 助成金の交付金額は、助成金の枠内で次のとおりとする。

- (1) 1団体1事業につき5万円を上限とする。

(対象経費)

第6条 この助成において対象となる経費については、事業を実施するにあたり直接必要なものだけを対象とする。また、次に挙げるような経費については対象外とする。

- (1) 事業に関する人件費やグループ、団体の会員が講師となる場合の謝金
- (2) スタッフの打合せ会、反省会等のお弁当お茶等の飲食代
- (3) イベント等の参加賞としての金券や商品券代
- (4) 事業に直接関係のない管理経費・事務経費
- (5) 領収書のとれないもの

(助成申請)

第7条 助成を受けようとする団体は、定められた期間内に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 助成申請書 (様式第1号)
- (2) 団体調書 (様式第2号)
- (3) 団体の行っている事業・収支予算の状況が分かる書類

(審査)

第8条 応募のあった事業については、審査委員会において次の基準により審査を行う。

- (1) 地域貢献性
安心して住みよい地域を実現する事業であること。
- (2) 必要性
地域社会のニーズや課題を的確にとらえ、企画がそれを解決するために有効な事業であること。
- (3) 実現性
企画の意図や内容を実現するために、人的物的資源や実施計画が整っている事業であること。
- (4) 発展性
一過性のものではなく継続して行われ、助成事業終了後も発展性があり、事業を通じて育成された人材の活躍が見込まれる事業であること。
- (5) 連携性
地域の住民や団体等の連携を深め協働で取り組んでいる事業であること。

(助成額の決定)

第9条 申請団体への助成額の決定は、運営委員会で助成額の承認後、本会より助成交付決定通知書 (様式第3号) にて通知する。

(交付請求)

第10条 助成を受ける団体は、前条の通知を受け助成金の交付を受けようとする時は、助成金請求書 (様式第4号) を本会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 本会は、前条による助成金請求書を受理した場合は、その内容が適正であ

ることを確認のうえ助成金を送金する。

(助成事業の変更)

第12条 助成決定後、本会が指定した事業についてやむを得ない理由により変更したい時は、事前に変更申請書(様式第5号)を提出して本会の許可を得なければならない。

(助成の明示)

第13条 助成を受けることが決定した団体は、団体の作成する事業計画・予算にその事業が共同募金からの助成金であることを明示するとともに、事業の実施に当たっては以下の事項に注意して十分に広報することとする。

- (1) 関係者を始め、参加者にも助成事業であることを広く伝えること。
- (2) 会報、広報紙、募集チラシには必ず共同募金助成事業と明記し、使途も寄付者にできるだけ分かりやすく明示すること。
- (3) 助成金を受けて備品や資材を購入した場合は、良く見える場所に共同募金助成事業と明記すること。
- (4) 助成を受けた団体は、募金活動にも積極的に協力するよう努める。

(事業報告)

第14条 助成を受けた団体は、事業を完了後1ヵ月以内に(3月実施の場合は3月31日までに)事業報告書(様式第6号)、関係資料及び領収書(写)を添えて事業の報告をしなければならない。

(監査)

第15条 助成を受けた団体は本会から請求があった場合、必要な記録及び諸帳簿を提示し、使途の調査を拒むことはできない。

(助成金の返還)

第16条 本要綱に違反した時、及び次に掲げる事項に該当する時は、助成金交付決定を取り消し、助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 助成金を申請事業に使用しなかった場合
- (2) 申請事業の遂行が困難になった場合
- (3) 申請事業を中止した場合
- (4) 助成金に余剰金が生じた場合

附則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する